

九州大学における研究教育推進に関する競争的資金等の事務に係る総長の委任事務規程

平成29年度九大規程第20号

制定：平成29年6月30日

最終改正：平成31年3月29日

(平成30年度九大規程第139号)

(趣旨)

第1条 この規程は、九州大学における研究教育推進に関する競争的資金等の事務に係る申請等の事務を適正かつ効率的に処理するため、総長の職務権限の委任に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 競争的資金等 各府省庁又は各府省庁が所管する独立行政法人等から配分される競争的資金を中心とした公募型の研究教育資金をいう。
- (2) 配分機関 研究機関に対して競争的資金等の配分をする機関をいう。
- (3) 部局等 各学部、各学府、各研究院、基幹教育院、各附置研究所、カーボンニュートラル・エネルギー国際研究所、病院、附属図書館、情報基盤研究開発センター、エネルギー研究教育機構、アジア・オセアニア研究教育機構、学内共同教育研究センター、先導的研究センター、学術研究・産学官連携本部、教育改革推進本部、伊都診療所、事務局、各事務部及び九州大学特定大型教育研究プロジェクトの拠点に関する規程（平成19年度九大規程第11号）第2条に規定する各拠点をいう。
- (4) 部局長 前号に規定する部局等の長をいう。

(権限の委任)

第3条 総長は、配分機関が認めている場合に限り、次の権限を部局長に委任するものとする。ただし、権限の委任に関して別の定めがあるものについては、当該定めに従うものとする。

- (1) 競争的資金等への申請に関すること。
- (2) 他の研究機関の研究計画に研究分担者等として参加する場合の承諾に関すること。
- (3) 採択された研究課題の交付申請等に関すること。
- (4) 採択された研究課題の各種変更等に関すること。
- (5) 採択された研究課題の実績又は研究成果等の報告に関すること。
- (6) その他総長が特に必要と認めた事項

(適用除外)

第4条 大学として取りまとめの上申請を行わなければならない競争的資金等については、この規程の適用を除外するものとする。

附 則

この規程は、平成29年7月1日から施行する。

附 則（平成29年度九大規程第45号）

この規程は、平成29年11月1日から施行する。

附 則（平成29年度九大規程第68号）

この規程は、平成30年2月1日から施行する。

附 則（平成30年度九大規程第91号）

この規程は、平成31年2月1日から施行する。

附 則（平成30年度九大規程第139号）

この規程は、平成31年4月1日から施行する。